

第4期

岐阜県森林づくり基本計画（案）

（令和4年度～令和8年度）

概要

岐阜県

<目次>

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | 策定の趣旨 | |
| 1 | 岐阜県森林づくり基本計画の位置付け | 1 |
| 2 | 見直しにあたっての基本的な考え方 | 1 |
| 3 | 基本計画の期間 | 1 |
| 4 | 策定方法 | 1 |
| 第2章 | 岐阜県の森林・林業を取り巻く現状 | |
| 1 | これまでの施策の評価 | 2 |
| 2 | 時代の潮流 | 4 |
| 3 | 第4期基本計画で取り組むべき課題 | 5 |
| 第3章 | 第4期基本計画の全体像 | |
| 1 | 目指すべき方向性 | 7 |
| 2 | 基本方針と施策の柱 | 7 |
| 第4章 | 第4期基本計画の施策体系と主な取組み | |
| 1 | 災害に強い循環型の森林づくり | 10 |
| 2 | 森林技術者の確保・育成・定着 | 11 |
| 3 | 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大 | 12 |
| 4 | D Xの推進による林業・木材産業改革 | 13 |
| 5 | 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興 | 14 |
| 6 | きのこなどの特用林産物の振興 | 15 |
| 第5章 | 第4期基本計画における目標指標とその考え方 | |
| 1 | 森林づくりの推進 | 16 |
| 2 | 林業・木材産業の振興 | 16 |
| 3 | 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興 | 17 |

第1章 策定の趣旨

1 岐阜県森林づくり基本計画の位置付け

「岐阜県森林づくり基本条例」(以下「基本条例」という。)に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりの基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定める(基本条例第12条第1項)。

基本計画は、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるものであり、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つ(基本条例第12条第2項)。「清流の国ぎふ」創生総合戦略を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策を示す。

2 見直しにあたっての基本的な考え方

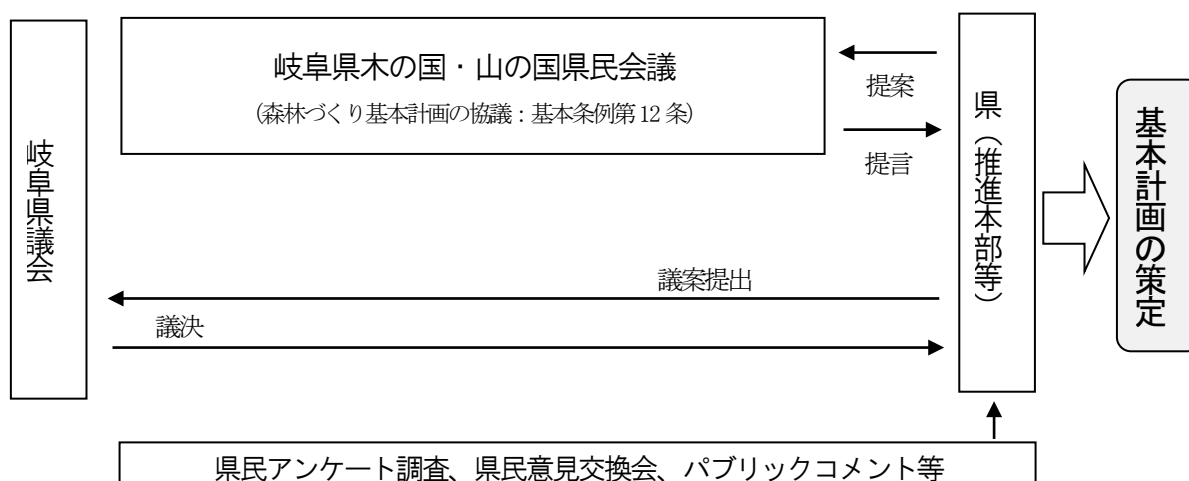
令和3年度に第3期基本計画が終期を迎える。このため、近年の社会情勢の変化や時代の潮流を勘案し、第3期基本計画の施策の効果に関する評価を踏まえ、第4期基本計画となる令和4年度から5年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、現計画を見直す(基本条例第12条第6項)。

3 基本計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

| 年度 | H18 | H19~H23 | H24~H28 | H29~R3 | R4~R8 |
|---------|-----|----------|----------|---------|-------|
| 第1期基本計画 | 策定 | 計画期間 | | | |
| 第2期基本計画 | | 見直し(H23) | 計画期間 | | |
| 第3期基本計画 | | | 見直し(H28) | 計画期間 | |
| 第4期基本計画 | | | | 見直し(R3) | 計画期間 |

4 策定方法



第2章 岐阜県の森林・林業を取り巻く現状

1 これまでの施策の評価

(1) 生きた森林づくり（第1期基本計画（平成19年度）～第3期基本計画）

～植えて・育て・伐って・利用する資源循環型の森林づくり～

（主な取組みと評価）

- ・合板工場、大型製材工場、木質バイオマス発電施設が整備されたことにより、木材を品質に応じてA材からD材まで全て利用できる体制が整った。
- ・伐採された木材の約7割が、計画的に製材工場等に直接供給される体制が整備され、流通コストが軽減した。
- ・新たな県産材の需要先として、韓国・台湾・中国を中心に輸出量が約3倍に増加した。
- ・伐採事業地の集約化、路網整備、機械化等により、木材の生産性が向上し木材の生産量が約8割増加した。
- ・木質バイオマス発電施設の稼働により、森林内に放置されていた間伐材が搬出・利用されるようになった。
- ・「主伐・再造林」の推進に合わせて必要となる苗木の生産体制が強化された。

（主な指標）

| 指標（単位） | 平成19年度 | 令和2年度 |
|-----------------------------|------------|-------|
| 木材（丸太）生産量（万m ³ ） | 31.4 | 57.6 |
| 木材の生産性（m ³ /人・日） | 3.4 | 5.0 |
| 森林技術者数（人） | 1,145 | 939 |
| 県産材製品輸出量（m ³ ） | —（H27：698） | 1,971 |
| 苗木生産量（万本） | 51 | 84 |

(2) 恵みの森林づくり（第2期基本計画（平成24年度）～第3期基本計画）

～守って、活かす、環境保全型の森林づくり～

（主な取組みと評価）

- ・自然と共生した新しい森林の活用とビジネスモデルを提唱する「恵みの森づくりコンソーシアム」に37（R3.6現在）の企業等が参画し活動を実施した。
- ・「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、採算性が悪く、森林所有者がこれまで手を入れてこなかった奥山林や里山林の整備、倒木の恐れのある危険木の除去などが進んだ。
- ・岐阜県内の水源林を守るため「岐阜県水源地域保全条例」を制定し、約5万8千haの森林を水源地域に指定した。
- ・県内5箇所（所）に里山の新たな保全・活用を進めるための「環境保全モデル林」を整備した。
- ・CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）の気運の高まりが後押しとなり、「企業との協働による森林づくり」が進んだ。
- ・平成24年度に策定した「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、拠点施設である「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」を整備し、木育指導者の育成等が進んだ。

(主な指標)

| 指標 (単位) | 平成24年度 | 令和2年度 (平成24年度からの累計) |
|-----------------------|----------------|------------------------|
| 里山林整備面積(ha) | 241 | 3,903 |
| 危険木の除去(箇所) | — (H26:17) | 466 |
| 水源地域指定面積(ha) | — (H25:50,855) | 57,893 |
| 木育指導者養成数(人) | 78 | 556 |
| 企業との協働による森林づくり地区数(箇所) | 15 | 26 |

(3) 100年先の森林づくり(第3期基本計画:(平成29年度)～)

～生活に寄り添った地域ごとの望ましい森林への転換～

(主な取組みと評価)

- ・全ての民有林について森林配置計画が策定され、100年先の望ましい森林の姿が明確になった。
- ・森林配置計画に沿った森林整備を行ってきたが、森林資源の平準化のために進めてきた「主伐・再造林」は、計画の約4割に留まっている。
- ・市町村の林務行政支援等のため「岐阜県地域森林監理士」を23人養成し、市町村の体制支援に努めた結果、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の取組みが進んだ。
- ・災害復旧工事の早期着手・完了に努めているが、災害が激甚化・頻発化する傾向が続いている。

◇森林配置計画の策定状況

(単位:ha)

| | 当初計画 | 策定※ (令和4年1月末) | (③④は①または②と重複して指定) | |
|--------|---------|------------------|-------------------|--------|
| ①木材生産林 | 203,000 | 205,242 | | |
| ②環境保全林 | 457,000 | 478,581 | | |
| ③観光景観林 | 27,000 | 53,010 | (木材生産林) | 20,816 |
| | | | (環境保全林) | 32,194 |
| ④生活保全林 | 43,000 | 20,906 | (木材生産林) | 5,928 |
| | | | (環境保全林) | 14,978 |
| ③と④の重複 | — | 3,100 | (木材生産林) | 1,336 |
| | | | (環境保全林) | 1,764 |

※策定面積には、竹林、無立木地を含む

(主な指標)

| 指標 (単位) | 平成29年度 | 令和2年度 |
|-----------------------|----------------|-------------------|
| 「100年の森林づくり計画」策定割合(%) | 55.3 | 100 |
| 環境保全林整備面積(ha) | 1,725 | 7,075※ |
| 再造林面積(ha) | 168 (計画345) | 665※ (計画1,505) |
| 「岐阜県地域森林監理士」認定者数(人) | 5 | 23 |
| 災害跡地復旧工事3年以内完了率(%) | 96 | 74 |

※平成29年度からの累計

2 時代の潮流

(1) SDGsの達成に向けた取組みの推進

- ・森林・林業・木材産業はSDGsの17全ての目標に関連しており、目標達成に向け、経済と環境のバランスに配慮しながら取り組むことが求められている。

(2) 2050年カーボンニュートラルへの貢献

- ・2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すためには、二酸化炭素の吸収源や貯蔵庫、化石燃料の代替として、森林、木材分野での貢献が必要である。

(3) 災害対応における適応復興やグリーンインフラの導入

- ・頻発する大規模な自然災害から県民の生命と財産を守るためには、気候変動への適応を進める「適応復興」や、自然が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の発想を取り入れた防災・減災対策の強化が必要である。

(4) ウッドショックのような急激な需給変動への対応

- ・木材市場のグローバル化が進む中、今後も発生しうる世界規模の需給の変動にも柔軟に対応できる木材の生産、加工、流通体制の改革・強化が必要である。

(5) ICT導入等によるDXの推進

- ・人口減少が続く中、限られた人材で効率的かつ安全に、木材の生産から、加工、流通までの体制を実施するためには、ICT等の開発・導入によるスマート林業への転換をはじめDXの推進が必要である。

(6) 地域資源を最大限活用する地域循環共生圏の推進

- ・「地域循環共生圏」の考え方を取り入れ、木材だけでなく自然環境や景観などの地域資源も最大限活用し、農山村と都市が自立しつつ、地域の特性に応じて補完し、支え合う社会を目指す必要がある。

3 第4期基本計画で取り組むべき課題

(1) 森林づくりの推進

(現状)

- ・ 異常気象等により山地災害の激甚化・頻発化が進んでいる。
- ・ 平成18年以降の民有林人工林の間伐実施率は39%だが、地域によって差がある。
- ・ 森林配置計画により、民有林は木材生産林や環境保全林など4つに区分された。
- ・ 森林の高齢級化に伴い、森林の二酸化炭素吸収量は減少傾向にある。
- ・ 皆伐地が増加傾向にあるが、植栽されない造林未済地も増えている。
- ・ 不在村や所有者不明森林の増加など、一部の森林所有者は経営意欲が低下している。
- ・ 「森林経営管理法」が制定され、市町村が担う森林管理の役割が大きくなった。
- ・ 森林技術者数は下げ止まったものの不足しており、造林・保育を担う人材が不足。

(課題)

- ・ 森林の適正な保全と利用のバランスの取れた「災害に強い森林づくり」の推進。
- ・ 森林配置計画により4区分に区分された森林の整備方針の明確化。
- ・ 間伐から皆伐への転換と、皆伐後の再造林による森林の二酸化炭素吸収量の増加。
- ・ 森林所有者の森林経営意欲の向上と、市町村が行う林務行政への支援強化。
- ・ 林業が就業希望の職業に選ばれるための条件整備。

(2) 林業・木材産業の振興

(現状)

- ・ 県産材の原木需要量は、令和8年には令和2年の約1.4倍に増加する見込みだが、バイオマス燃料用材の大幅増加に対し、製材用材、合板用材の増加は少ない見込み。
- ・ 全国で製材品の8割が住宅建築で利用されているが、住宅建築戸数は現在の81万戸から18年後には46万戸までほぼ半減するとの予測がある。
- ・ 本県の住宅の8割が木造だが、非住宅建築物の木造割合は1割程度と低い。
- ・ 伐採現場から製材工場への直送が増え、原木流通コストの低減が進んでいる。
- ・ 製材工場等の大規模化や製材機械の高性能化が進んでいるが、乾燥・仕上げコスト等が増加しているため、製材加工コストの大幅な低減は進んでいない。
- ・ 木材が住宅の建築現場に届くまで約4～8ヶ月の期間が必要で、ウッドショックのような急激な需要の増加に直ちに対応できない。
- ・ 県内の木材サプライチェーンの多くは、県産材を中核に扱っていない。
- ・ 第1期基本計画（平成19年）と比べ、森林技術者のうち木材生産技術者が約1.4倍に増加、木材生産性が約1.5倍に向上、木材生産量は約1.8倍に増加した。
- ・ 間伐などの森林整備を適切に行うための事業地の確保や木材生産の効率化が不十分。
- ・ 50年以上木を育てた成果として森林所有者が手にする利益（山元立木価格）はスギで2,900円/m³、ヒノキで6,358円/m³であった。

(課題)

- ・ 製材用材、合板用材の増加に向けた、付加価値の高いA・B材の需要拡大。
- ・ バイオマス燃料用材の大幅な増加に対応したD材の安定供給体制の構築。
- ・ 県産材住宅の更なる建設促進と、非住宅建築物の木造化・内装木質化による県産材の利用拡大。
- ・ 製材加工などの各工程における更なるコストの低減。
- ・ 製材加工期間の短縮や、製品の供給量をコントロールできる体制の整備による安定供給や急激な需要の変動への対応。
- ・ ICT化、機械化などによる事業地の確保と木材の安定供給・生産性の向上。
- ・ 森林所有者への利益還元に対する林業・木材事業者や県民の理解の促進。

(3) 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興

(現状)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、自然を活かした活動や移住等に注目が集まるも、都市部のニーズに対応できる施設や体験メニューが不十分で、収益を生む構造が未整備。
- ・ 「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、拠点施設となる「ぎふ木遊館」、「森林総合教育センター (morinos)」を整備・オープン。
- ・ きのこなどの特用林産物の生産額は県内林業産出額の約3割を占め山村地域の貴重な収入源となっているが、生産者の減少が続いている。
- ・ きのこ類は販売価格が低迷するとともに消費量は伸び悩んでいる。
- ・ 東日本大震災後、原木等のきのこ生産資材の単価高騰などにより原木の需給バランスが崩れつつある。

(課題)

- ・ 山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す、森林サービス産業の推進体制の整備。
- ・ 森林サービス産業を支える魅力的なプログラムの開発及び人材育成。
- ・ 森林サービス産業の提供に必要な拠点施設等の整備。
- ・ 「ぎふ木育」の全県展開とそれを支える指導者の育成と活用。
- ・ 効果的な「ぎふ木育」の推進のための既存施設や団体との連携の強化。
- ・ きのこなどの特用林産物の新規生産者の確保と既存生産者へのサポート強化。
- ・ 高品質で消費者に選ばれるきのこ類の生産支援と都市部や海外に向けた新たなきのこ類の消費拡大。
- ・ きのこ生産資材の原木・オガコの安定供給等による生産者への経営支援。

第3章 第4期基本計画の全体像

基本条例で定めた基本理念「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」と、これまでの施策の評価や森林・林業の現状、時代の潮流などを踏まえ、第4期基本計画では次のとおり取り組む。

1 目指すべき方向性

- (1) 産業・防災・環境のバランスを重視した森林づくりを実現する。
- (2) 木材の需要を拡大し、生産された木材が余すことなく活用され、利益が全ての関係者に還元される林業・木材産業を実現する。
- (3) 森林や自然環境が有する資源を最大限活用し、山村地域に新たな産業と雇用を創出する。

2 基本方針と施策の柱

<基本方針>

「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり
～森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して～

<施策の柱>

- (1) 森林づくりの推進
 - (ア) 災害に強い循環型の森林づくり
 - 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
 - 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
 - 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援
 - (イ) 森林技術者の確保・育成・定着
- (2) 林業・木材産業の振興
 - (ア) 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大
 - (イ) DXの推進による林業・木材産業改革
 - 需要に合わせ柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーンの構築
 - 木材の安定供給と森林所有者への利益還元
- (3) 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興
 - (ア) 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興
 - 新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成
 - 「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向けた「ぎふ木育」の新たな展開
 - (イ) きのこなどの特用林産物の振興

基本方針

「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり
「森林を「守り」「活かす」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して？」

施策区分

森林づくりの推進

林業・木材産業の振興

山村地域の振興
森林の新たな価値の創造と

施策の柱

1 災害に強い循環型の森林づくり

- (1) 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
- (2) 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
- (3) 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

2 森林技術者の確保・育成・定着

3 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大

4 DXの推進による林業・木材産業改革

- (1) 需要に合わせて柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーンの構築
- (2) 木材の安定供給と森林所有者への利益還元

5 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興

- (1) 新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成
- (2) 「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向けた「ぎふ木育」の新たな展開

6 きのこなどの特用林産物の振興

主な取組内容

○森林整備と治山施設を組み合わせた防災対策 ○山地災害箇所の早期復旧 ○皆伐地の事前・事後指導等強化
○危険木の伐採支援 ○早急に間伐が必要な森林の抽出と情報提供 ○野生動物の適正管理と獣害対策の推進
○防災・環境面に配慮した保安林・林地開発許可制度の適正執行 ○水源林の保全

○森林によるCO₂吸収量最大化の推進 ○「主伐・再造林推進ガイドライン」の策定・普及
○再造林の確実な実施促進と支援 ○指針に基づく皆伐抑制指導等 ○「針広混交林化施業指針」の策定・普及
○早生樹・エリートツリーの活用促進 ○苗木の安定供給体制への支援 ○広葉樹林の整備・活用支援

○森林経営管理制度の推進 ○市町村林務行政の支援強化 ○地域検討会における技術助言 ○市町村間伐計画策定支援
○森林所有者への情報提供と支援 ○林業事業者の経営力強化と施業能力向上 ○森林づくりの多様な担い手の育成と支援

○女性・外国人材の就業促進 ○森ジョブを中核とした新規就業者の確保 ○県内若者応援給付金制度の創設
○ICT操作技術の習得支援 ○段階的な資格制度の創設 ○全日本伐木選手権の誘致 ○森林技術者の交流機会創出
○安全機器の導入支援や実技講習による労働環境改善 ○経営者層の意識改革と就業環境の改善促進

○木材利用を促進する条例の制定 ○木材利用に対する理解醸成 ○県産材住宅新築・増改築・リフォーム支援
○木造建築物の設計や相談を担う人材の育成と活用 ○「非住宅建築相談センター」の設置
○新工法・部材開発支援 ○東濃桧・長良杉の販路拡大支援 ○VRやWEBによる販路拡大支援
○木質バイオマス発電施設への燃料の安定供給支援 ○木質バイオマスの熱利用の推進 ○J-クレジット等の推進

○原木在庫情報のデジタル化と原木集荷システムの構築支援 ○原木のストックヤード整備支援
○製品の生産工程や在庫管理のデジタル化支援 ○製品寸法の規格化や製品倉庫整備の支援
○製材工場へのICT・IoT導入支援 ○木材の生産現場から製材工場への直送支援
○木材需要者と供給者による需給調整体制整備支援 ○製品流通デジタルプラットフォームの構築支援

○木材生産計画の策定支援 ○森林クラウドシステムによる高精度森林資源情報や伐採地情報の共有
○林道や作業道の整備促進 ○路網設計システムの導入支援 ○搬出ルートや出材量のシミュレーションの支援
○木材生産情報の集約・共有システム導入支援 ○高性能林業機械のレンタル・導入支援
○通信技術の研究と導入支援 ○ICTを活用した最適造材・仕分けの導入支援 ○林業機械無人化技術の推進

○「森林サービス産業推進協議会」の設立 ○勉強会・セミナーの開催 ○異業種交流会等の開催
○PR活動の実施 ○魅力的なプログラムの開発 ○ツアーガイド等の育成 ○拠点施設等の整備支援
○CO₂吸収源としての森林の活用推進 ○森林クレジットと森林信託の仕組みの検討 ○県営林のクレジット認証

○ぎふ木遊館・morinosにおけるプログラムの開発・実施 ○移動型体験プログラムの実施 ○木のおもちゃ等導入支援
○指導者の養成・スキルアップ・活用の推進 ○指導者と既存施設とのマッチングの推進
○既存施設や団体との連携強化 ○「ぎふ木育」の地域拠点施設の整備

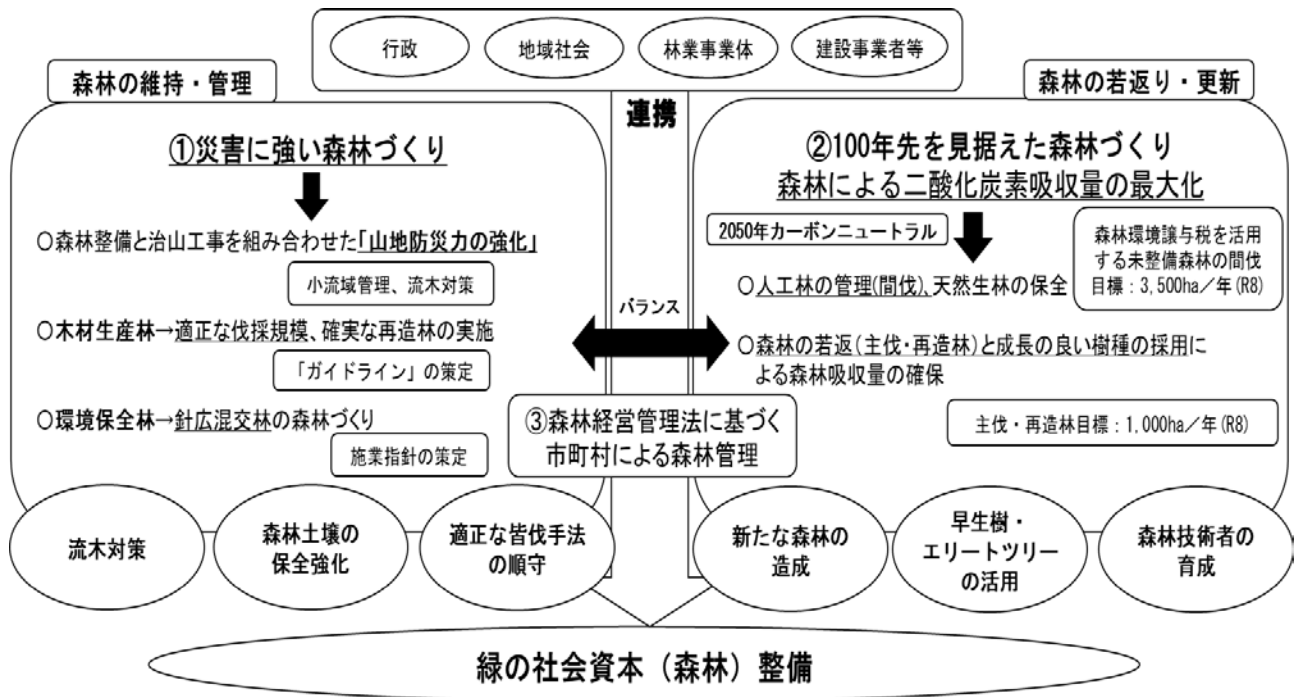
○きのこ生産資材の安定供給支援 ○きのこ生産者の新規参入支援 ○生産現場のニーズを捉えた技術開発と普及
○ぎふ清流GAP実践支援 ○都市部や海外への販路拡大支援 ○生産者とバイヤーとのマッチング
○高原山椒やコウゾなど特用樹等の生産技術の検証 ○木炭類の生産施設整備の支援

第4章 第4期基本計画の施策体系と主な取組み



1 災害に強い循環型の森林づくり

【概要】 森林整備と治山工事の組み合わせによる山地防災力の強化や、適正な森林の伐採と再造林による森林の若返りなど、バランスの取れた森林づくりを推進することで、災害に強く、また、二酸化炭素吸収量が多く2050年カーボンニュートラルに貢献する森林を実現する。



【施策】① 山地防災力の維持・強化

- ・ 治山事業と山地防災力を高める森林整備などを組み合わせた事前防災地区の全県展開
- ・ 皆伐・植栽の事前指導、皆伐後の更新指導
- ・ 「(仮称) 主伐・再造林推進ガイドライン」の策定・普及
- ・ ガイドラインに基づく皆伐事業地の確実な再造林の促進（木材生産林）
- ・ 「針広混交林への誘導のための施業指針」の策定・普及（環境保全林）
- ・ 施業指針に基づく皆伐抑制の指導・普及（環境保全林）
- ・ 防災・環境面に配慮した保安林・林地開発許可制度の適正執行
- ・ 野生動物の適正管理と獣害対策の推進

② 100年先を見据えた森林づくり

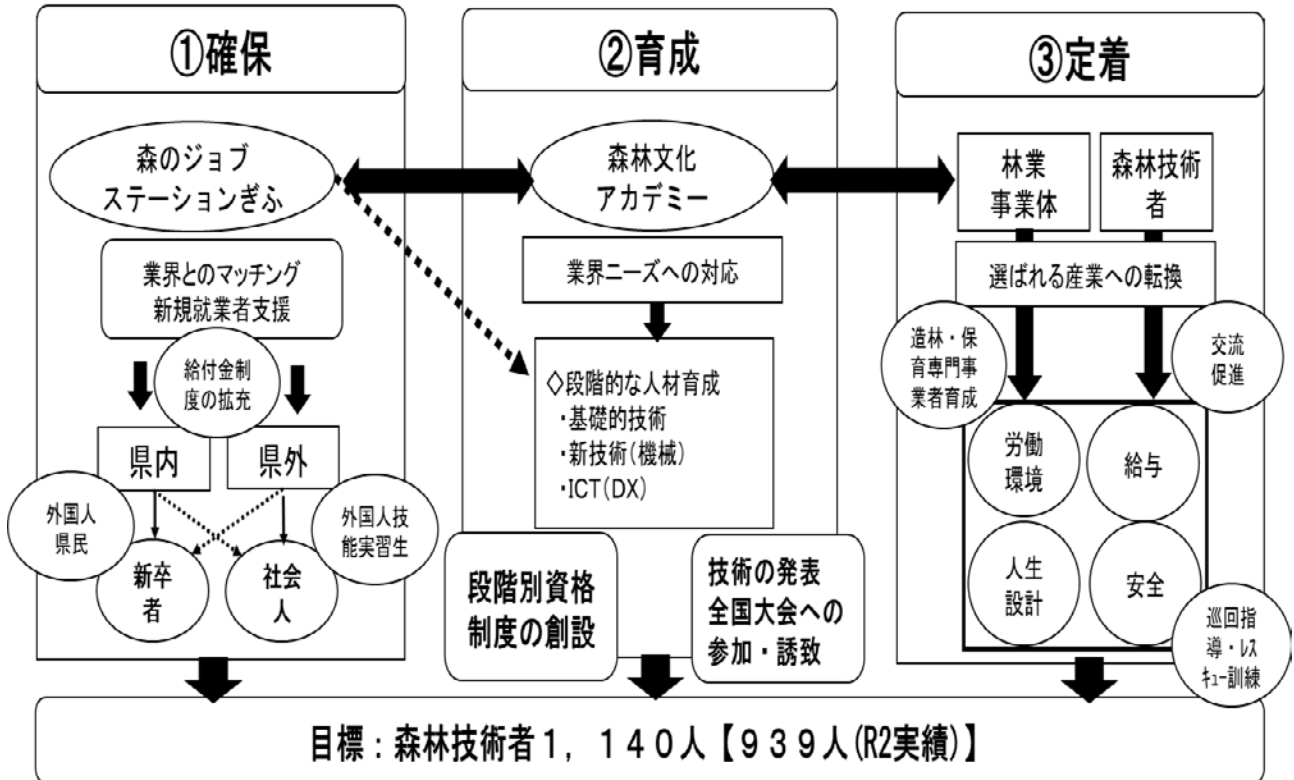
- ・ 未整備森林の間伐の拡大（3,500ha/年）に向けた市町村への支援強化
- ・ 主伐・再造林の拡大（1,000ha/年）に向けガイドラインに基づき協定を締結し、伐採・再造林計画に従い施業する林業事業者への支援
- ・ 県育種場等における早生樹・エリートツリーの採種園の造成整備
- ・ 苗木生産者に対する苗木の安定供給体制の支援

③ 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理

- ・ 森林経営管理制度に基づく「(仮称) 市町村間伐10か年計画」の策定支援
- ・ 地域検討会における間伐優先箇所の抽出に向けた技術助言

2 森林技術者の確保・育成・定着

【概要】 森林技術者の確保・育成・定着をバランスよく推進するため、産学官が役割分担・連携して取り組む仕組みを構築する。



【施策】① 森林技術者の確保

- ・ 若年新規就業者向けの給付金制度の創設
- ・ 女性・外国人材の就業促進
- ・ 「森のジョブステーションぎふ」と県内ハローワークの連携による「就業相談拠点」の拡大支援
- ・ 「森のジョブステーションぎふ」を核とした就業相談・紹介活動等の強化

② 森林技術者の育成

- ・ 森林技術者の技能や所得の向上を図る段階的な資格制度の創設
- ・ ICT機器等新技術の操作研修や指導者養成研修の実施
- ・ 生産性向上の技術研修等の実施
- ・ 「伐木安全技術評価会」の開催と「日本伐木選手権」への参加・誘致

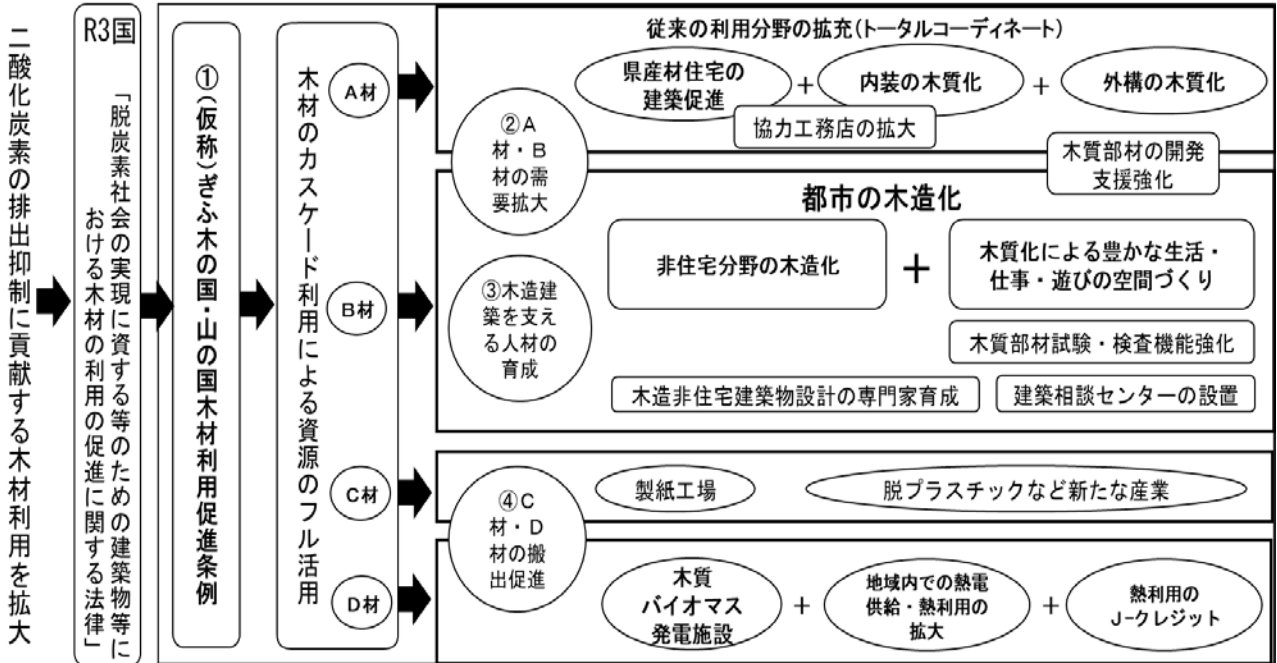
③ 森林技術者の定着

- ・ 岐阜労働局等との協働による「(仮称) 林業労働災害撲滅推進協議会」の設置、運営
- ・ 林業事業体経営者層の意識改革を促す研修の実施
- ・ 職場環境づくりに取り組む林業事業体の顕彰制度の導入
- ・ 「月給制」や「週休2日制」の導入及び年次有給休暇の計画的付与の促進
- ・ 再造林を加速化するための造林・保育専門会社・部門の創設支援
- ・ 森林技術者同士の交流機会の創出



3 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大

【概要】都市部での木造化を進め、炭素を貯留するとともに、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用により二酸化炭素の排出を削減し、脱炭素社会づくりに貢献する。



【施策】① 「(仮称) ぎふ木の国・山の国木材利用促進条例」の制定

- ・ 条例の制定により、木材のカスケード利用、炭素の長期貯留、化石燃料代替による二酸化炭素の排出削減を進め、脱炭素社会づくりを促進

② 都市の木造化（A材・B材の需要拡大）

- ・ 「(仮称) ぎふの木づくり宣言協定」を行った企業等への支援
- ・ 事業者向け「(仮称) 非住宅建築相談センター」の設置
- ・ 首都圏、関西圏におけるモデルルームと「(仮称) ぎふの木相談窓口」の設置
- ・ 耐火性能・意匠性が高い内装材、外構材の開発・普及への支援
- ・ CLTや一般流通材を活用した新たな住宅・非住宅建築部材の開発支援
- ・ 森林文化アカデミーと森林研究所における試験・検査機能の強化

③ 木造建築を支える人材の育成

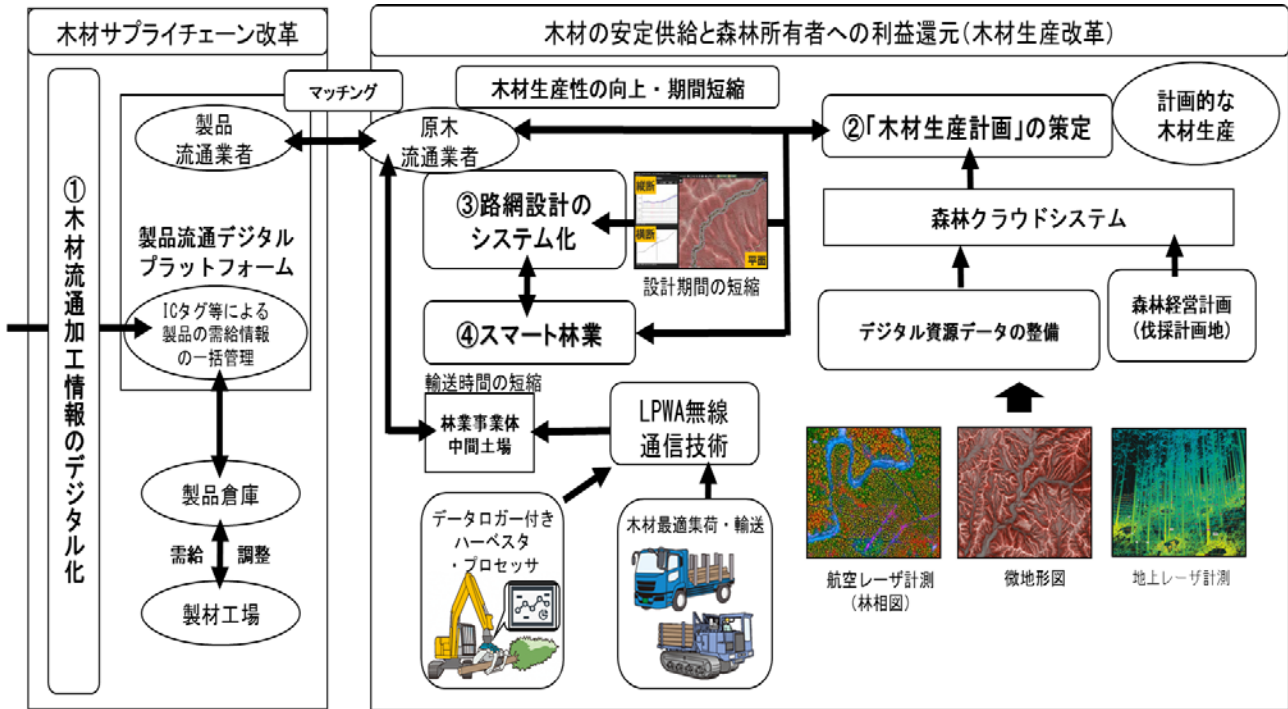
- ・ 非住宅建築物での県産材活用、法令に適合した木造施設の設計ができる人材の育成
- ・ 木造住宅アドバイザー制度の拡充
- ・ 相談窓口と連携し相談対応にあたる「(仮称) ぎふの木コンシェルジュ」の育成・認定

④ 脱炭素社会づくり（C材・D材の搬出促進）

- ・ 木質バイオマス発電施設への燃料の安定供給への支援
- ・ 農業、商業等民間施設などの熱利用者とのマッチング支援
- ・ 熱利用のアドバイザーの認定と熱利用者への派遣
- ・ 県産木質バイオマスを利用する優良施設認定制度の創設
- ・ 熱利用の排出権取引（J-クレジット等）の推進

4 DXの推進による林業・木材産業改革

【概要】ICTの活用やスマート林業への転換により、「木材生産期間の大幅短縮」と「木材の生産性の飛躍的な向上」を促進し、需要に応じた適切な木材供給を実現する。



【施策】① 木材サプライチェーンの構築

- ・ 山土場の原木在庫情報のデジタル化とWEBによる原木集荷システム構築への支援
- ・ 製品寸法規格の整理、製材工場の生産工程管理、在庫管理のデジタル化への支援
- ・ 原木在庫情報、製材工場生産情報、工務店受注情報を一元管理する「製品流通デジタルプラットフォーム」の構築支援

② デジタルデータによる木材生産計画の策定

- ・ 森林経営計画における伐採計画地の高精度森林資源データを森林クラウドシステムを通じて林業事業者等へ提供
- ・ 森林資源の効率的な調査・管理のためのICT機器の導入支援
- ・ 森林所有者の探索や事業実施の合意形成、森林経営計画の作成・実行監理への支援

③ 路網設計のシステム化

- ・ 林道の計画策定への先行導入や森林作業道への導入支援
- ・ 出材量シミュレーションによる在庫管理への支援
- ・ 搬出ルートシミュレーションによる出材コストの低減支援

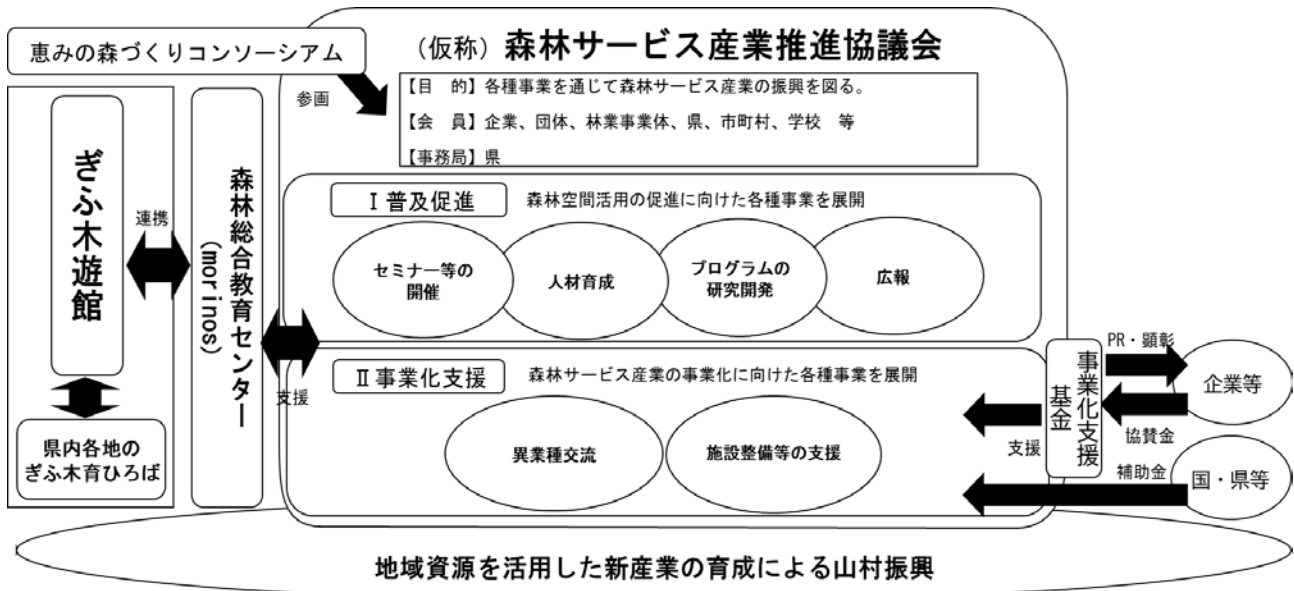
④ 高性能林業機械の導入等によるスマート林業の推進

- ・ 木材生産情報を集約・共有するシステムの導入支援
- ・ 高性能林業機械の導入やレンタルへの支援
- ・ スマート林業に必要な通信技術の研究・導入支援
- ・ データロガー付きハーベスタによる最適造材・仕分けの試行・導入への支援
- ・ 林業機械無人化に向けた技術開発や実証試験の実施



5 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興

【概要】(仮称) 森林サービス産業推進協議会を設立し、市町村や企業等と連携して森林空間等を活用した森林サービス産業の育成を推進することにより、山村地域における新たな雇用と収入機会の創出を目指す。



【施策】① 森林サービス産業の育成

○ 森林空間の活用の推進

- ・ 森林サービス産業を推進する協議会の設立
- ・ 先進事例の紹介や専門家による勉強会やセミナー等の開催
- ・ ビジネスマッチング促進に向けた異業種交流会等の開催
- ・ SNS等での情報発信や都市部でのプロモーション活動
- ・ グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等との連携・協力
- ・ 魅力的なプログラムの研究開発
- ・ コーディネーターやツアーガイドなどの人材育成
- ・ 拠点施設や歩道、休憩施設等の新設及び既存施設の改修等への支援
- ・ 生活環境保全林等の整備に係る市町村への支援

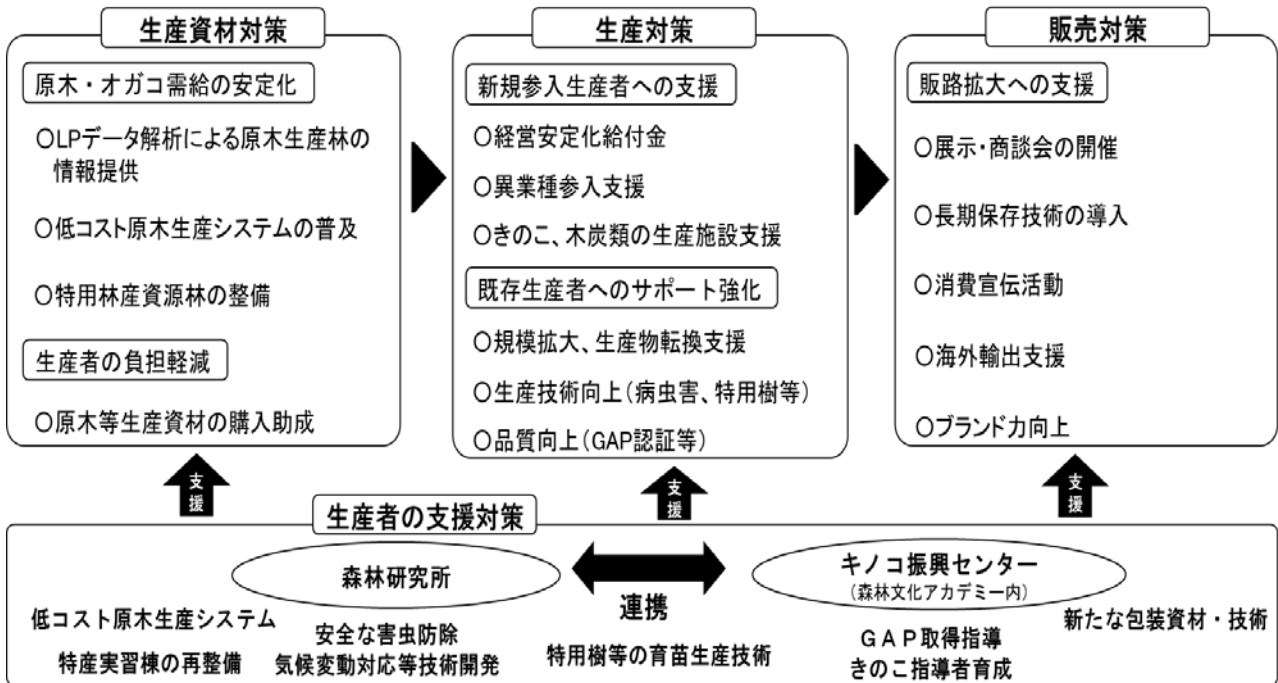
○ 二酸化炭素吸収源としての森林の活用の推進

② 「ぎふ木育」の新たな展開

- ・ ぎふ木遊館・morinosにおけるプログラムの開発・実施
- ・ 移動型体験プログラムの実施
- ・ 保育園や幼稚園、小学校等への木のおもちゃ等の導入支援
- ・ 「ぎふ木育ひろば」や地域拠点施設を活用した県内各地での指導者養成研修の実施
- ・ 指導者と「ぎふ木育ひろば」等既存施設とのマッチングの推進
- ・ 自然体験活動を実践できる保育士や教員等の育成
- ・ 木育や自然体験活動等に取り組む施設や団体を集めた交流会の開催
- ・ 「ぎふ木育」の地域拠点施設の整備

6 きのことの特用林産物の振興

【概要】 特用林産物の生産技術の強化や生産資材の安定供給、担い手確保、品質向上、販路拡大などを支援することにより、山村地域の多様な収入源や雇用の維持を図る。



【施策】① きのこと生産資材の安定供給と生産者の負担軽減

- ・ 森林GISを活用した広葉樹資源のデータ化ときのこ生産者等への情報提供
- ・ モデル林におけるきのこ原木の生産コストの検証と低コスト生産システムの普及
- ・ 特用林産物の生産資材を供給する資源林の整備
- ・ 県産のきのこ生産資材を購入する生産者への支援

② きのこと生産の新規参入者への支援、既存生産者へのサポート強化

- ・ きのこと生産の新規参入者への給付金の支給
- ・ きのこと生産の新規参入や既存生産者の事業規模拡大に向けた施設整備や遊休施設活用への支援
- ・ きこの生産現場のニーズを捉えた技術開発と普及
- ・ GAP等認証取得や認証取得に必要な施設整備への支援
- ・ 県職員をきのこ生産の指導者として育成
- ・ 森林研究所の試験研究機能の強化

③ きこの販路拡大への支援

- ・ 都市部や海外に向けた販路拡大活動への支援
- ・ きこの生産者とバイヤーとのビジネスマッチングの実施
- ・ きこの消費量を拡大するための普及活動への支援

④ きのこと以外の特用林産物の振興

- ・ 高原山椒・コウゾなど特用樹等の育苗・生産技術の検証
- ・ 薪、木炭などの生産施設整備への支援

第5章 第4期基本計画における目標指標とその考え方

1 森林づくりの推進

| No | 項目 | 考え方 | 基準年 (R2年度) | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----------|-------------------------------|---|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 【継】 | 間伐実施面積 (ha) | 間伐が必要な時期にある森林を計画的に間伐していく年間必要面積を考慮して算出 | 6,871 | 9,600 | 9,600 | 9,600 | 9,600 | 9,600 |
| 2 【継】 | 環境保全林での間伐面積 (ha) | 現況人工林から環境保全林の針広混交林になる森林面積を考慮して算出 | 1,713 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 |
| 3 【継】 | 観光景観林整備面積 (ha) | 観光道路沿線から眺望できる観光景観林の森林整備面積を考慮して算出 | 75 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 4 【新】 | 事前防災地区数 (地区) | 市町村等との連携による治山事業と森林整備を組み合わせた事前防災対策の全県展開を考慮して算出 | — | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 5 【新】 | 危険木の除去箇所数 (箇所) | 倒木の危険性が高い危険木の除去により整備される箇所数を考慮して算出 | 66 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 6 【継】 | 山地災害箇所の3年以内復旧率 (%) | 災害箇所のうち、復旧工事着手後3年以内に完了する箇所の割合を、早期復旧の必要性を考慮して算出 | 74 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 7 【継】 | 苗木生産量 (万本) | 森林資源の循環利用に必要な苗木の生産本数を考慮して算出 | 83.9 | 90 | 120 | 150 | 170 | 200 |
| 8 【継】 | 人工造林面積 (再造林・拡大造林) (ha) | 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素吸収量の目標達成等に必要な面積を考慮して算出 | 185 | 300 | 400 | 600 | 800 | 1,000 |
| 9 【新】 | 市町村による間伐面積 (ha) | 森林の適切な経営管理に向け、市町村が主体となって整備することを考慮して算出 | 161 | 800 | 1,400 | 2,100 | 2,800 | 3,500 |
| 10 【新】 | 林業労働災害の発生件数 (件) ※ | 労働災害発生件数を把握し、森林技術者を確保することを考慮して算出 (木材生産量10万m ³ あたりの発生件数) | 12.1 | 10.0 | 9.0 | 8.0 | 7.0 | 6.0 |
| 11 【継】 | 森林技術者数 (人) | 主として林業現場作業に従事する森林技術者を確保することを考慮して算出 | 939 | 980 | 1,020 | 1,060 | 1,100 | 1,140 |
| 12 【新】 | 新規就業者数 (人) | 主として林業現場作業に従事する森林技術者の新規就業者数を確保することを考慮して算出 | 73 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 13 【継】 | 森林文化アカデミー森と木のエンジニア科の県内就職率 (%) | 森と木のエンジニア科卒業生のうち、県内への就職者を確保することを考慮して算出 | 74 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

※「10 林業労働災害の発生件数」は暦年の数値

2 林業・木材産業の振興

| No | 項目 | 考え方 | 基準年 (R2年度) | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----------|---------------------|---|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 14 【新】 | 県内外での県産材住宅の建設戸数 (戸) | 県産材住宅の建設戸数の増加によるA材の需要拡大や山元への利益還元を考慮して算出 | 2,011 | 2,200 | 2,225 | 2,250 | 2,275 | 2,300 |
| 15 【新】 | ぎふの木で家づくり協力工務店数 (社) | 県産材を活用した住宅や非住宅建築物の建設戸数の増加によるA材の需要拡大や山元への利益還元を考慮して算出【累計】 | 113 | 180 | 210 | 240 | 270 | 300 |

2 林業・木材産業の振興

| No | 項目 | 考え方 | 基準年 (R2年度) | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----------|--------------------------------------|---|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 16 【継】 | 非住宅施設の木造化及び内装木質化施設数(施設) | 公共施設及び商業施設等の民間施設の木造化・内装木質化施設数の規模拡大を考慮して算出【累計】 | 18 | 34 | 74 | 115 | 157 | 200 |
| 17 【継】 | 県産材製品の輸出量(m ³)※ | 海外のニーズ、県産材のPRの進展等を考慮して算出 | 1,971 | 2,724 | 3,068 | 3,412 | 3,756 | 4,100 |
| 18 【継】 | 木質バイオマス利用量(燃料用途)(千m ³) | 木質資源利用ボイラーの燃料として利用される未利用材の需要拡大を考慮して算出 | 128 | 147 | 154 | 194 | 208 | 250 |
| 19 【新】 | 品質・性能が証明された木材製品出荷量(千m ³) | ぎふ性能表示材等における県産材の需要拡大を考慮して算出 | 44 | 54 | 61 | 69 | 77 | 85 |
| 20 【新】 | 県内における県産材需要量(千m ³) | 森林整備や木材加工・流通等の林業における経済活動の動向を考慮して算出 | 425 | 481 | 493 | 538 | 558 | 606 |
| 21 【新】 | 木材生産林における森林経営計画認定面積(千ha) | 林業事業者の事業地確保や木材の安定供給の担保を考慮して算出【累計】 | 38 | 46 | 54 | 62 | 70 | 78 |
| 22 【継】 | 林内路網開設延長(km) | 木材生産の低コスト化に欠かせない林内路網の開設延長を考慮して算出【累計】 | 125 | 145 | 280 | 395 | 490 | 565 |
| 23 【継】 | 木材生産量(千m ³)※ | 森林整備や木材加工・流通等の林業における経済活動の推進動向を考慮して算出 | 576 | 600 | 612 | 624 | 638 | 650 |
| 24 【新】 | 木材生産性(m ³ /人・日) | 県内林業事業者の木材生産性の向上を考慮して算出 | 5.0 | 5.7 | 6.0 | 6.3 | 6.7 | 7.0 |

※「17 県産材製品の輸出量」と「23 木材生産量」は暦年の数値

3 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興

| No | 項目 | 考え方 | 基準年 (R2年度) | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----------|-------------------------|---|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 25 【新】 | 森林サービス産業を推進する協議会会員数(者) | 森林サービス産業に関心のある企業等の動向を考慮して算出【累計】 | — | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |
| 26 【新】 | 森林サービス産業起業家数(者) | 森林サービス産業の振興に向け、新たにビジネスを創出する事業者の動向を考慮して算出【累計】 | — | 0 | 3 | 6 | 12 | 20 |
| 27 【継】 | 「ぎふ木遊館」入館者数(人) | 入館時間の見直し等により「ぎふ木遊館」入館者が増加することを考慮して算出 | 20,351 | 30,000 | 30,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 28 【新】 | ぎふ木育サポーター登録者数(人) | 木のおもちゃや遊びを通して、「ぎふ木育」を伝えるスキルを習得し、県全体に広く普及することを考慮して算出【累計】 | 112 | 200 | 250 | 300 | 350 | 400 |
| 29 【継】 | ぎふ木育教室・緑と水の子ども会議参加人数(人) | 「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、学校等における体験・学習活動を行うことを考慮して算出 | 5,198 | 6,800 | 6,800 | 6,800 | 6,800 | 6,800 |
| 30 【新】 | GAP等実践者数(きのこ)(経営体) | 岐阜県産きのこの安全性や信頼性の向上、ブランド力強化を考慮して算出【累計】 | 4 | 14 | 21 | 28 | 35 | 42 |

| | | |
|---|------|-------------------|
| 計 | 30項目 | 【新規】15項目 【継続】15項目 |
|---|------|-------------------|

【新】：第4期基本計画での新たな目標指標、【継】：第3期基本計画から継続する目標指標

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鞆銅などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



問い合わせ先

岐阜県林政部 林政課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
電話 058-272-1111 (代表)